

広島県告示第四百七十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、昭和六十一年広島県告示第八百三十一号で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち、ゲンタ一号地区を廃止する。

令和五年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦